



特別委員会の名称・目的の変更及び事務検査に関する決議が可決されました

発議名

- 議案提出における再発防止確証特別委員会の名称、目的の変更及び調査事項の追加について
- 事務検査に関する決議

発議第6号

議案提出における再発防止確証特別委員会の名称、目的の変更及び調査事項の追加について

Q どういう発議なの？

A 調査事項に「笠岡湾干拓事業に関する債権管理について」を追加することに伴い、特別委員会の名称及び目的の変更を行うものです。

名称 変更前 → 議案提出における再発防止確証特別委員会
 変更後 → 行政における再発防止等調査特別委員会

目的 農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査特別委員会調査報告書で提言した再発防止策等の具現化について確認するとともに、特に、職員の法令遵守意識の向上、笠岡市情報公開条例に関する認識の統一化、ハラスメントの撲滅について検討するため。

設置期間 令和6年3月31日まで



発議第7号

事務検査に関する決議

Q どういう発議なの？

A 本市において、国営笠岡湾干拓事業負担金に関する債権管理事務の執行が適正であるか調査するため、地方自治法第98条第1項の規定により、事務検査を行うものです。

検査の対象とする事務 国営笠岡湾干拓事業負担金に関する債権管理事務

検査期限 令和6年3月31日まで